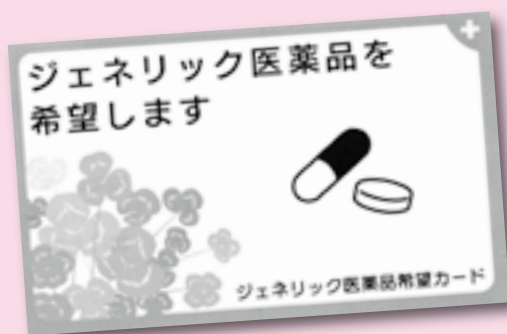


ご存知ですか？ ジェネリック医薬品 (後発医薬品)



安価で経済的

新薬に比べ研究開発費が少なく、一般的に価格(薬価)は先発医薬品に比べ低く抑えられているので、薬代の自己負担額も軽減できます。

新薬と同じ効果・安全性

新薬と同じように、法律に基づいて、品質、有効性、安全性についての厳しい試験を受け、国の承認を受けたものが販売されます。

様々な病気・症状に対応

高血圧や高脂血症、糖尿病など、様々な病気や症状に対応するジェネリック医薬品が出ています。
※ただし、すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。

●ジェネリック医薬品に関するお問い合わせは
ジェネリック医薬品コールセンター ☎0120-53-0006 (午前9時~午後5時、土・日曜日を除く)

国保事業の健全化に 取り組んでいます

国民健康保険の医療費は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより年々増加し、国民健康保険の財政は大変厳しくなっています。

そこで町では、国民健康保険事業の健全化を図るため、加入者の薬代の自己負担額の軽減及び、医療費の削減の一環として、「ジェネリック医薬品」の普及促進に力を入れています。

国の承認を受けた 新薬と同じ安全性・品質

医療機関で処方される医薬品には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2種類があります。新薬の開発には長い時間と膨大な費用がかかるため、独占的に販売できる特許期間があります。

ジェネリック医薬品は、その特許期間が過ぎた薬を、ほ

かのメーカーが同じ有効成分で生産した薬です。新薬に比べ開発コストが安く抑えられるため、低価格で生産することが出来ます。

ジェネリック医薬品のもととなる新薬は、特許が切れるまで、長年使われてきた薬で、厚生労働省により、品質や効き目、安全性について、新薬と同等と認められています。

切り替えたいときは 希望カードを窓口

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医療機関や薬局の窓口で、保険証や診察券を渡す際に上記の「ジェネリック医薬品希望カード」を提示し、相談してください。ジェネリック医薬品希望カードは、役場町民課又は役場東出張所の窓口で配布しています。

ジェネリック医薬品は、高血圧や糖尿病など継続的に服用している方や、複数の薬を服用している方は、薬代を減らす効果がとくに大きくなります。処方せんの「ジェネリック医薬品変更不可欄」に医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できません。

ただし、すべての薬にジェ

ネリック医薬品があるわけではありません。薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注意などについて説明を受けてください。

4月中旬に通知を送付 自己負担額の軽減も

町では、国民健康保険に加入されている方へ、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を4月中旬にお送りします。通知は平成25年1月に薬剤の処方を受けた方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代の自己負担額が軽くなる可能性がある方を対象としています(がん、その他特殊疾病に使用されるお薬については、除外しています)。

この通知はジェネリック医薬品への変更を強要するものではありませんが、ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減や国保財政の負担軽減に効果がありますので、通知を参考にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

●通知についてのお問い合わせは、役場町民課

電話 296-5891



はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】2013年 彗星の年

今月は鳩山町の話から離れ、先月の続きで星の話題を取り上げます。昨年5月には、金環食があり日本各地で賑わいましたが、今年は2つの大彗星が地球に接近します。



「パンスターズ彗星」と「アイソン彗星」です。観測しやすくなるのは、ともに太陽に最も近づくころで、「パンスターズ彗星」が3月10日以降、「アイソン彗星」が11月から12月にかけてです。

いずれも肉眼で見られる「肉眼彗星」であるだけでなく、とくに「アイソン彗星」は、2012年9月21日に発見された新彗星です。やや大型の彗星であり、核の大きさは3Km程度と推定されています。

さらに、2013年11月末には太陽の中心から約190万kmのところまで大接近するため、計算上は満月のように明るく輝く可能性があり、もしかすると、日中の青空にその輝きを見ることができるともかもしれません。



ただし、彗星の明るさというのは不確定な要素があり、予測どおりに明るくならない場合もあります。また、太陽に近い時に明るくなるため、明るい時期は観測が困難で、「過度の期待は禁物」とも言われています。今回の場合、あまりに太陽に接近しすぎるため、彗星本体そのものが蒸発してしまう危険性も指摘されています。



仮に、予想どおり明るくなり、かつ蒸発することなく、太陽の裏側へ通過すると、12月には、へび座の位置で見事な大彗星として、日本の夜明け前の東の空に現れることとなります。

2つの彗星が、太陽に近づくのは今回限りで二度と見ることは出来ません。2013年は「彗星の当たり年」となるかどうか、今から注目してみたいと思います。



トラブル情報

くらしの **110** 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

マイホームの請負契約をやめたら、高額な請求が…

【事例】40歳代女性

マイホーム用に土地を見つけ業者へ連絡したところ、建築条件付きの土地だった。気に入ったので、土地の売買契約と同時に建物の建築請負契約も結び、土地と建物工事、諸経費込みで2,800万円の住宅ローンを借りることにした。

ところが、申請した金融機関の住宅ローン審査が通らず、他行のローン審査が通ったとしても返済が心配になったため、業者へ契約解除を申し出た。すると業者から、銀行ローン申請費用、構造計算費、地盤調査費など合計36万円を請求されてしまった。

建築条件付き土地売買契約とは、土地の売主または売主の指定する業者と一定期間内に建物の設計協議を行い、請負契約を締結しなければ解除になる契約です。また、住宅ローンが組めない場合、そもそも契約を続行することができないため、ローン特約により契約は解除になると考えられます。

ただし、建物の請負契約を解除する場合は、注文者が損害を賠償していつでも解除することができるため、その損害金について具体的に協議をする必要があります。

こんなときは
どうしたら
いいの？

- ①ローン特約による契約解除のトラブルを防止するために、契約書には具体的な利用予定金融機関名を記載しましょう。
- ②建築条件付きの土地の購入にあたっては、解除の条件なども含め契約内容をよく把握したうえで契約しましょう。
- ③建物の請負契約は、十分に建物の設計協議を行い、見積金額を確認した上で締結しましょう。請負契約後に土地売買契約の解除を申し出た場合、無条件で解除することができず、手付金の放棄等の金銭負担が生じます。
- ④契約を解除する場合は、後日の紛争を避けるために、合意内容を書面で交わしておきましょう。業者が過大な諸経費を請求するケースなどもあります。その場合は、宅地建物取引業法所管課またはお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895